



Fairtrade Label Japan (FLJ)

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン

小規模製造ライセンス シー規定

R-09

Version 4.0

Issued Date: 2026/10/01

お問い合わせ先：認証・ライセンス部門 (info@fairtrade-jp.org)

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-09
小規模製造ライセンシー規定	Version	4.0
	Page	2 of 4
	Approved by	認証・ライセンス部門

1. 目的

本規定書は、日本国内における国際フェアトレード認証ラベルの小規模認証事業者向け、「小規模製造ライセンシー制度」について規定する。

2. 関連通知書

R-01 用語規定

R-02 料金規定

R-03 ライセンス規定

R-04 認証・監査規定

R-06 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（一般）

R-08 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（コットン製品）

ライセンス契約書

CONNECT マニュアル

3. 制度の概要

本制度は、小規模組織の実態に応じて FLJ が定める認証の枠組みに基づき、一定の要件を満たす製造兼ライセンシーに対して適用される小規模製造ライセンシー向けの制度である。

4. 適用開始日および経過措置

本規定は、2026 年 10 月 1 日から適用する。

ただし、2026 年 10 月 1 日より前に、旧「小規模ライセンシー規定」V3.0 に基づき FLJ とライセンス契約を締結している小規模ライセンシーについては、2028 年 1 月 1 日から本規定を適用する。それまでの間は、旧「小規模ライセンシー規定」V3.0 に従うものとする。なお、2028 年 1 月 1 日時点で FLJ との認証契約を締結していない組織については、同日以降、本規定に定める小規模製造ライセンシー制度の対象外とし、R-03 ライセンス規定に基づく「ライセンシー」として登録するものとする。

5. 小規模製造ライセンシー該当組織

以下の条件をすべて満たす組織を、小規模製造ライセンシーの対象とする。

- 最終製品を製造し販売するライセンシーである。
- 原料の原産国からフェアトレード最低価格、かつ（または）プレミアムを保証するペイヤーとして国際フェアトレード認証原料・製品の輸入業務を行っていない。
- 他業者への国際フェアトレード認証原料（未完成品）卸売りを行っていない。
- 年間総売上高が 1 億円以下である。

6. 認証契約およびライセンス契約

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-09
小規模製造ライセンサー規定	Version	4.0
	Page	3 of 4
	Approved by	認証・ライセンス部門

小規模製造ライセンサーは、国際フェアトレード認証製品を製造・販売するにあたり、FLJ との認証契約およびライセンス契約を締結しなければならない。申請の流れおよび本規定に定めのない事項については、R-04 認証・監査規定および R-03 ライセンス規定に従う。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-09
小規模製造ライセンサー規定	Version	4.0
	Page	4 of 4
	Approved by	認証・ライセンス部門

改定履歴

Version	日付	改定理由
1	2009 年 11 月 1 日	新規作成
2	2013 年 11 月 25 日	小規模ライセンサー定義、料金の改定
2.2	2015 年 1 月 1 日	・ 規定書番号の変更（R-009 から R-09） ・ 「小規模ライセンサー規定」 から 「国際フェアトレード認証ラベル小規模ライセンサー規定」 へ規定書名称を変更 ・ 監査・認証システムの変更を反映 ・ R-01 用語規定 V3.0 の変更を反映
3.0	2022 年 8 月 10 日	Requirements for Licensing Body V2.0 の要求事項を反映
4.0	2026 年 10 月 1 日	「小規模ライセンサー規定」 を 「小規模製造ライセンサー規定」 に変更。対象となる組織の定義を変更